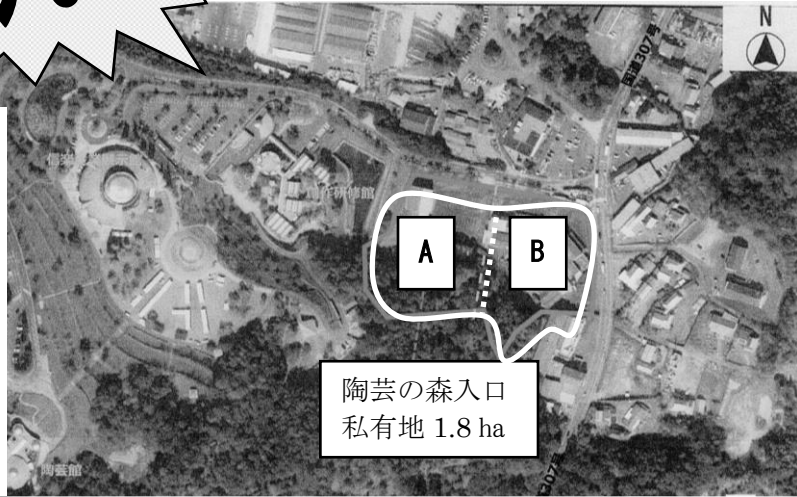


# 市が？用地を購入

## 県立窯業技術試験場移転先

なぜ



※写真の白い部分が購入予定地。Aが窯業試験場移転予定地。Bは用途未定。(産業建設常任委員会の資料より)

9月12日午後、急遽開催された甲賀市議会産業建設常任委員会で、信楽町にある県立信楽窯業技術試験場の移転方針案が報告されました。これは当日午前中に開催された、県議会厚生産業常任委員会で同試験場を国道307号沿い「県立陶芸の森」入口に移転する方針案を受けて報告されたものです。県が用地を購入して移転するのなら何ら問題はありませぬ。しかし、市が県立施設のための用地を購入して、新築移転後に試験場跡地と交換して市の施設を建設するという提案は、常識的に考えておかしな話。なぜそんなことをする必要があるのでしょか。

## 移転後に県と土地を交換して市の施設？

産業建設常任委員会では、正木副市長から、①試験場が施設更新の時期を迎えていること、②県が「県立信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を設置（左下表経過参照）し7月にその答申がまとまり、県から8月に

県と市で「陶芸の森」前の私有地を移転候補地として、県市間で協議を進めたいとの話があり、調整をすすめてきた、との報告がありました。会議で示された県のスケジュール案では、平成30年度に基本方針策定。31年度基本設計、実施設計。32年度用地賃借（甲賀市から）、建築工事、移転。34年度供用開始、旧庁舎解体・環境評価・土地鑑定。35年度市購入の「陶芸の森」入り口の私有地と等価交換、というものです。

### 窯業技術試験場移転の経過

(9/12の産業建設常任委員会の資料より)

- 25年9月** 陶芸の森前の製陶工場が倒産・敷地閉鎖
- 28年3月** 県が試験場の施設更新を「滋賀県県有施設更新・改修方針」に位置づけ
  - 試験場の更新（建替）について「早期（平成28～32年度）の事業着手に向けて、具体的な事業内容等の精査・検討を行うもの」と整理。
- 29年6月** 県が「信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を設置、第1回会議を開催（意見交換）
- 30年5月** 地元経済6団体が知事・市長に要望書提出
  - 試験場整備事業の早期着手について
  - 試験場を陶芸の森隣接の未利用地へ移転すること
  - 陶芸の森隣接の未利用地全体を信楽地域の振興に資するよう活用すること
- 30年6月** 県が「第2回信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を開催（意見交換）
- 30年7月** 県が「第3回信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を開催（答申案まとまる）
  - 信楽焼産地にとって試験場は今後ますます重要な存在であり、産地活性化のコアとなる「モノづくり支援」、後継者を育てる「ヒトづくり支援」に加え、多くの関係者の連携・交流による商品開発や販路開拓、産地の魅力発信などを行う「コトづくり支援」の3つの機能を備えることが望ましい。
  - これらの機能を発揮する立地環境としては、信楽の玄関口として多くの観光客や市民が訪れる地理的優位性を活かし、陶芸の森や甲賀市との連携により新たな取組が期待できる、陶芸の森前への移転が望ましい。
- 30年8月** 県市協議
  - 県は、陶芸の森前を試験場の移転候補地とし、県市間で具体の調整、手続の協議

## 「市」が問題

**第一** まず県の施設用地を市がなぜ購入しなければならぬのか。市が先行取得し、「新築工事中」は市の用地のまま県に貸し、移転後に、現在の試験場用地と交換するのは問題です。普通、県が移転先として陶芸の森入り口の用地が必要なら、県が用地を購入し新築移転後に市が跡地を購入するというのが筋ではないでしょうか。試験場を新築する場合、なぜ現在地ではだめなのか。なぜ、陶芸の森入り口なのか、この点も明確ではありません。

**第二** 市が購入する土地のBの部分（上図参照）は、用途が未定です。副市長の説明では、「当面イベント時の駐車場にでも」とのことですが、現在でもイベント時には駐車場とし

て利用されています。何よりも用途未定なのに、先行取得する必要性は全くありません。

**第三** 「試験場跡地に保育園を新設」する計画が副市長から示されました。これも突然の発表です。議会はもとより、市民にも全く知らされていません。保育園をどうするか、跡地を市としての有効活用には何が良いのか等の議論が必要です。市長がかねてから強調している「合意形成、政策形成過程への市民、議会の参加」と矛盾しているのではないのでしょうか。

**第四** 現在市議会は平成29年度の決算審査の真最中です。「市の財政が厳しい」ことが強調されていますが、こうした財政状況のもとで、このような税金の使い方に市民の合意が得られるのでしょうか。

<b>日本共産党</b> <b>甲賀市議員団ニュース</b> 2018年9月 23日 第233号	山岡 光広 甲南町森尻 16 TEL 86-2985 Fax 86-0415	小西喜代次 信楽町勅旨 456 TEL 83-0765 Fax 83-0765	岡田 重美 土山町南土山甲 78-15 TEL 66-0696 Fax 66-0696
--	---	--	--